

平成30年度第1回伊予市地域福祉計画策定審議会・伊予市地域福祉活動計画策定審議会

会 議 録

日 時 : 平成31年2月18日(月) 14時～16時

場 所 : 伊予市役所4階 大会議室

出席者 : (会長) 前田 眞委員、(副会長) 上本昌幸委員

(委員) 上田誠一委員、重藤淳子委員、岡本正満委員、植木規子委員
岩井孝子委員、水田恒二委員、高本英昭委員、渡邊博隆委員
篠崎邦裕委員、高杉公人委員、金澤 功委員、森川 隆委員
西川重子委員

(事務局) 【福祉課】

武智茂記市民福祉部長、泉 一人課長、米湊明弘課長補佐
戸谷香代子課長補佐

【伊予市社会福祉協議会】

田中 浩局長、岡田昌人次長

欠席者 : 米井秀子委員

次 第 : 1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長及び副会長選出

6 議事

(1) 伊予市地域福祉計画の推進状況について

(2) 伊予市地域福祉活動計画の推進状況について

(3) その他

7 閉会

会議内容 : 伊予市地域福祉計画策定審議会条例第6条により、会長が議長となり、
議事が行われた。

(1) 伊予市地域福祉計画の推進状況について

(事務局)

最初の審議会になりますので、昨年3月に策定しました第3期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画の概要等について簡単に説明させていただいた後、本年度事業の推進状況について説明いたします。

まず、計画の概要について、計画書ダイジェスト版、冊子、前のスライドとあわせて御参照ください。

最初に、計画策定の趣旨背景について、冊子の1ページから3ページ、ダイジェスト版は2ページです。

少子・高齢化や核家族の増加、生活様式、価値観の多様化などによる社会の変化に伴い、多様化する福祉需要に対応するため、平成12年に社会福祉法の抜本的な改正がされ、地域福祉の推進、市町村地域福祉計画策定の努力義務化など、国の福祉施策は大きく変化してきました。

このような状況の中、本市においては地域福祉の推進を図ることを目的に、平成21年に「一人一人の住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」を基本理念に第1期伊予市地域福祉計画を策定、その後検証を経て平成25年に第2期計画を策定しました。そうして、平成29年度末の第2期計画満了に合わせ、社会福祉法改正によりニッポン一億総活躍プランにおいて提唱された地域共生社会を進めるための取り組みを盛り込んだ形で第3期計画を策定しました。

多様化する地域のさまざまな課題に対応するため、地域福祉の視点に立ち返り、地域の皆さんが一緒になって解決方法を考え、支え合う仕組みをつくり、誰もが地域で自分らしく暮らしていけるよう、ともに生きるまちづくりを進めていくことを目指し、計画を策定いたしました。

計画の位置づけと計画期間、ダイジェスト版2ページ、冊子4ページから5ページです。

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画と社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画とを一体的に策定するものとなっております。また、第2次伊予市総合計画の理念を踏まえ、関係する既存計画との整合性を保ち、市が策定するほかの計画や施策と地域福祉の観点から、総合的、横断的に施策を推進するものとしております。計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間としております。

地域福祉計画の基本理念、基本目標、ダイジェスト版3ページ、冊子は27ページ、28ページです。

基本理念を「一人一人の住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」としています。全ての人が人としての尊厳を持って家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう支援することが重要と考えています。

基本理念のもとに4つの基本目標を掲げています。

基本目標1、地域福祉を支える人づくり、基本目標2、地域でつながる仕組みづくり、基本目標3、誰もが暮らしやすい環境づくり、基本目標4、福祉サービスを推進する基盤づくり、支援を必要としている人の問題を地域住民全体の問題として受けとめ、地域全体で支え合い、助け合える仕組みを目指します。

地域福祉活動計画の基本目標、ダイジェスト版6ページ、7ページ、冊子は57ページからで

す。詳細は資料を御参照ください。

計画策定の経過、冊子の107ページです。

平成28年に実施したしあわせのまちづくり計画に関する市民アンケート調査、民生委員・児童委員アンケート調査、平成29年に市内6地区において各2回開催したまちづくり懇談会、伊予市地域福祉計画策定審議会等によって市民の皆さんや関係の皆さんからの御意見等を踏まえ、議論を重ね、平成30年3月の策定となりました。

計画の概要については最後となりますが、冊子の54ページ、55ページになります。

計画の推進状況を検証するために、数値化できる経過目標を上位計画である伊予市総合計画をもとに作成しております。30年度の実績については、各事業の実績をまとめた上で評価をしていきたいと思っています。

計画概要については以上となります。

続いて、地域福祉計画の推進状況について、本年度事業の主な取り組みについて報告いたします。

お手元の資料の12ページから14ページにスライドの一部を印刷したものがありますので、スライドとあわせて御参照ください。

これから報告しますのは、平成30年度の主要事業の一つでもあります包括的支援体制構築事業です。

この事業は、第3期計画策定において見直しのポイントでもある地域共生社会を実現させるため、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりのことで、国のモデル事業となっています。社会福祉法の改正により、地域共生社会を実現させるための地域づくりを推進する体制づくりが市町村の役割とされたことから、本計画において地域の福祉課題を解決するための取り組みとして位置づけています。

包括的支援体制構築事業として2つの事業があります。

(1)地域力強化推進事業。住民が、身近な地域で自分たち地域の課題を把握し、解決に向けての方法を見つけることができる体制、地域をつくっていくこと。

(2)多機関の協働による包括的支援体制構築事業。複合的、複雑化した課題や制度のはざまにあるような課題について、関係するさまざまな機関が協働しながら支援していける体制をつくっていくこと。

2つの事業のうち、まず伊予市が取り組んでいるのが(2)多機関の協働による包括的支援体制構築事業です。具体的な取り組みの一つが、福祉総合相談窓口の開設、これは11月1日から開設した福祉まるごと相談窓口のことです。

この事業に取り組むことになった背景について説明します。

伊予市は、地域包括支援センター、子ども総合センター、障がい者相談支援センター、母子健康包括支援センターなどさまざまな相談機関を設置し、これらの窓口が市民からの各種相談

に対応し、市の機関で解決できない事例については関係機関へその都度紹介等を行っています。しかし、近年福祉に関するニーズは多様化、複雑化し、一つの窓口では対応できない複合的な相談が増加し、担当部門それぞれがケースを抱え込むといった状況が増えてきました。また、第3期伊予市地域福祉計画策定時に実施した市民アンケートなどからも、気軽に相談できる場や相談体制の充実等を求める意見が多く、市民にとってわかりやすく、相談しやすい体制の整備について検討していく必要性が高まってきました。

伊予市の福祉に関する主な相談機関として次のようなものがあります。

ゼロ歳から18歳までの子供とその保護者を対象とした子ども総合センター、妊娠期から子育て期にわたる支援を担当する母子健康包括支援センター、障がい者やその家族を対象とした障がい者相談支援センター、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センター、主に仕事やお金など生活全般に関するさまざまな問題に対応する相談機関として生活困窮者自立支援事業の生活相談支援センター、市民の健康に関する相談は伊予市保健センター、現在これらの各機関がそれぞれの専門性を生かした相談対応を行っています。

こういった状況の中、本市では平成29年5月に新庁舎が完成し、身近な手続の窓口を1階ワンフロアに集約、総合受付を設置し、健康増進課をのぞいた市民福祉部所管課及び税務課が同じフロアで相談窓口業務を行うことができるようになりました。現在の体制になったことで複数の課にわたる相談についてはそれぞれの課の担当者が一つの窓口を集まって対応するなど、連携のとりやすい体制が整ってきているところですが、さらに多様化、複雑化した課題に対応するためには、各担当課が持っている強みを生かしながらその役割を明確化し、さらなる連携の強化を図ることが重要と考え、事業に取り組むことになりました。福祉総合相談窓口については、市民の皆さん、関係機関の皆さんによりわかりやすいものとなるよう、名称を福祉まると相談窓口としました。

この事業に取り組むために立ち上げた庁内プロジェクトチームについて説明します。

平成30年4月に市民福祉部内5つの各課2名の職員による庁内プロジェクトチームを立ち上げ、窓口開設に向けて協議を進めてきました。具体的には、使用する記録票の検討や各課の関係する機関や会議の紹介、連携の方法などについて協議するとともに、各担当が抱えている困難事例の検討を行い、担当課だけでは気づけなかった資源の活用や支援方法などを出し合ってきました。

窓口開設後は、プロジェクトチーム包括化推進会議、これは相談者の課題に応じた支援が包括的に行えるよう、多機関、多分野の関係者が話し合う会議のことで、チームでの検討会をこの会議の基礎として位置づけ、今後は市民福祉部門だけでなく、庁内の関係課や庁外の関係機関等との連携体制強化をしていきたいと考えています。

平成30年度事業の実施状況です。

先ほどお話ししましたように、4月に市民福祉部内にプロジェクトチームを立ち上げ、事業

実施について共有し、検討会を行ってきました。11月に窓口開設をしてからは、包括化推進会議として月1回の開催をしております。また、市が一体的に事業に取り組んでいくため、制度についての理解を深めることを目的に、全職員を対象とした研修会を2回開催しました。

こちらは11月から開設した福祉まるごと相談窓口です。市役所1階の福祉課窓口に設置しています。

これまでの窓口での相談実績についてまとめたものです。昨年11月1日の開設から今年の1月末までの相談実績になります。3カ月間で18世帯、22人の相談に対応、年齢は40歳から64歳が最も多く、次が20歳から39歳でした。相談経路は、本人や家族による直接的な相談が7人、庁内の各課担当や庁外の相談機関、病院等間接的な相談が15人となっています。

主な課題で相談の内容としては、経済的困窮や家族関係のこと、障がいに関することや病気、けがに関する事などで、これらの課題を複数抱えた事例が全体の7割でした。

対応した事例については、課題解決に向けて関係課と連携しながら各相談機関の関係者になくなど、支援方法について検討をしています。

今後の取り組みについての課題、目標です。

福祉まるごと相談窓口における支援体制の強化、庁内だけでなく、庁外関係機関との連携強化に向けて体制づくり等検討をしたいと思います。

地域力強化推進事業の実施。生活支援体制整備事業や民生委員活動等既存の事業や組織との連携のもと、市民にとって身近なところで課題を把握し、受けとめる体制整備について検討したいと思います。

以上が本年度事業として取り組んだ包括的支援体制構築事業の報告です。

また、各基本目標、施策、取り組みの推進状況については関係課と情報共有しながら本年度の状況をまとめています。

資料の14ページに掲載させていただいております。

現時点では、5カ年計画の1年目ということで、まだ途中経過となっておりますので、こちらについては成果指標とあわせて今後検証していきたいと思っております。

最後になりましたが、こちらはモデル事業の資料の一部から本市の事業体制というところで掲載させていただいております。

福祉まるごと相談窓口による庁内の連携体制の強化に加え、行政だけでは把握できない地域の中にある多くの課題の解決に向けて地域の力、各関係機関の力、それぞれとつながっていることについて、伊予市社協をはじめとした各関係機関の皆さんと協力しながら市民一人一人が生き生きと暮らせる幸せのまちづくりを目指したいと思います。

以上で報告を終わります。

(議長)

3月に策定し時間もたっていないので、目覚ましい成果というわけにはいかないかもしれない

ですが、今の説明を聞かれて皆さんから御意見を出していただければと思います。

ここをもう少し聞きたいとか、今日の資料の14ページに主な取り組みについて表のまとめたものがありますので見ていただきながら、聞いていただけたらいいかと思います。

資料の確認をしていただきながら、御意見、感想でもいいですが、いかがでしょうか。

では私のほうから質問します。一番見える活動として福祉総合相談窓口の開設ではないかと思います。そこで色々な相談があった際、各担当部署に行くのではなくて、その場で相談に乗っていただける窓口を開設したという話がありました。今まだ件数は多くないかと思いますが、もし言えるような内容があれば、事務局からお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

具体的なことは難しいかもしれませんが、福祉課でも従来から色々な相談に対応し、複雑な問題が複数重なった事例など頭を抱えるようなことも多かったのですが、そういった事例への対応として、11月に「まるごと相談窓口」を開設、事業としてスタートさせました。窓口を開設したことで、先ほど関係機関から7割ぐらい、御本人さん家族から3割ぐらいと申しましたが、関係機関が困っている事例がたくさんあるというのを実感しています。

そういう事例ですが、実は色々な機関が少しずつ情報を持っているのではないかと思います。まるごと相談に来たけど、それ以前に介護部門の関わりがあった…高齢者・介護者などの家庭内で他の問題を抱えている例などがあります。具体的なことではないのですが、介護を必要とされている世帯内の子供さんが無職、いわゆる8050問題など、そういうケースが多くなっているなど感じる場合があります。

窓口を開設したことにより、解決にすぐ結びつくかということ、簡単にはいかないことが多いため、相談窓口の関係者で月に1回集まる包括化推進会議というのがあり、そこで協議をしています。糸口も何も見当たらなかったような事例について、一つでも支援方法、解決に向けた策が見つかることを目指していますが、この事業については今後もっと成長させていかなければいけないと感じています。

(議長)

実際の運用はこれからかなと感じますが、多様な関係機関の人たちが一堂に会して一つの相談内容について議論する場ができ、そこでは色々な支援が重なり、一つの縦割りの、一つの部署では解決できないことも幾つかの部署が連携して解決できるような体制ができていくのではないかと思います。仕組みができたという段階なので、どう生かしていくのかはこれからの問題になってくると思います。

他に何かないでしょうか。

(委員)

今日の話の中で、最初の相談する窓口として伊予市の中央部であれば福祉課に来てもらったら相談ができますが、中山や双海や南伊予など各地域に関して、個人じゃなく各機関からの

相談はいいのですが、個人が情報は余り知らせたくないが自分自身が相談に行きたいときに、
どういうふうにするのか。

なぜかという、中山では在宅介護支援センターというのがあり、制度上は高齢者を対象
にしていますが、高齢者の問題だけではなく障がいや貧困など、色々な問題について相談対応
しています。制度上は対象ではないので、色々な機関につないでいますが、まるごと相談へつ
なぐということになると、地域包括の役割ももっと大きい面に捉えていかないといけないので
はないかと思います。高齢者のこと以外のこのところは枠に入れないから難しいと見られる
部分もあるかなと思いますので、もう少し、具体的に権限や報告、実績…、こういうことがあ
ったという事例に対応できるような枠づくり、仕組みづくりをしたらいいかなと思います。

(議長)

貴重な意見ありがとうございました。

今の件に関して、何か追加などありませんか。

(委員)

今回福祉のまるごと相談窓口が設置されたことは、一つの進歩かなと思っています。この
相談窓口について一つ伺いをしたいのですが、相談窓口で相談に乗っていただく方、恐らく
この方は高齢とか障がいとか児童とか、その窓口のところで全ての法律制度などにある程度た
けていて、かなり熟練した、スキルが必要になると思うのですが、どんな方が相談に乗られて
いて、そして今後どのような方を相談員として配置したいということが議論で出てきたら教え
ていただければと思います。

(議長)

今のお話の一つは本庁に来られる人はいいいけど、来られない人に対しての対応はどうかと
いうことと、もう一つはここで相談に乗る人たちのスキルといいますか、そういう人たちの力
みたいなものがないといけない、じゃあ、どんな方が対応されているのかという2点あったと
思うのですが、事務局から回答いただけますか。

(事務局)

まず2番目のほうから先に申しますと、現状の相談対応については社会福祉士と、保健
師、専門職としては2名の体制になっております。先生のおっしゃるように、より専門的なこ
とや、法律上の知識が求められるような、その場での対応が難しいケースが多いと感じます。

そういった事例については、包括化推進会議や、関連機関、関連課と連携しながら検討して
いますが、専門的な職種の相談は、必要なことだと思います。

最初にお話がありました地域での相談体制については、モデル事業として2つの事業を一体
的に取り組んでいくことになっており、市では福祉課・本庁にある窓口としてスタートしたと
ころで、今後は地域でどのような相談体制とするのか検討が必要だと思います。それは、来年
度から検討していく地域力強化推進事業に関連していると思います。

今後、地域の相談体制として誰がどのように担っていくのか、行政だけでは難しいと思いますので、地域の皆さんと、今後また検討していきたいと思います。具体的なことが現時点では十分に検討できてない段階ですが、必要性については実感していますので、御意見いただきながら、検討していきたいと思っています。

(委員)

双海地区と南伊予地区の現状はわかりませんが、かなりの割合で中山の在宅介護支援センターに入ってくる情報はあります。でも、これを出せるのか出せないのかという問題はまた別であります。関係機関としてまるごと相談に情報を出していいのか、本人の同意があるかないかはまた別問題になっているため、複雑な問題が絡んでくる中どこまでいけるのかと思います。高齢者を主体としており、それ以外のことも含め踏み込めないことが結論としてあるため、行政主導で検討が必要かと思います。

(議長)

多様な問題が持ち込まれてくる中、まるごと相談という形にならざるを得ないのかと思います。例えばそれをどう整理して、どこにつないでいったらいいのかということ、その担当の人たちが判断しないといけないため、委員が言われた人材が座っていかないとうまく回っていかない部分はあるかと思います。その辺の人材育成、こんなやり方をしているとか、何かアドバイスがあればお願いします。

(委員)

福祉のまるごと相談窓口では、社会福祉士と保健師が対応されているとのことですが、例えば包括支援センターも社会福祉士、保健師とケアマネがいる状況で、体制としては似ている形になっていると思います。少し考える必要があるのは、総合相談の窓口という名前があるが、それが例えば包括支援センターは別にあり、そして行政側には福祉のまるごと相談窓口がある、そして社協であれば何でも相談があるという感じで、でもその相談窓口同士の連携がとれてなかったら、例えば包括支援センターはうちのケースだけですと、それで社協だったらこれ民間だけですと、という感じになってしまうと、結局総合相談窓口という名前だけあって、色々な窓口ができただけになる可能性があると思います。そのあたりについて今後どうやって連携をしていくかが非常に大事なところになっていると思います。例えば包括支援センターがつくっている体制や、社会福祉協議会の相談窓口、伊予市が置いてある相談窓口、このあたりの総合相談窓口をどういうふうにつなげてやっていくのかということは非常に今後大事な事かなと思います。

人材育成、今後窓口にどういう人を置いていくのかにつながりますが、窓口担当者が慣れていなかったら、例えば窓口に一応挨拶だけして、結局相談窓口はあるけど、高齢のことは高齢担当課が来て相談に乗っていると、障がいのことは障がい担当が来て相談に乗っているような形になると、窓口が一つになっているだけで、結局部署で別々になっていて連携でき

てないことになるんですね。そういうことがないように各部署の事業や計画、法律の内容等をしっかりとわかっている人が、窓口として色々なニーズはここで吸い取れるということをしていかなければいけないので、そのための研修等を行っていく必要はあると思います。色々な福祉の部署を経験されておられる方々が相談に乗られたほうがいいのかなと思っています。

先ほどから上がっております相談の仕組みのことですが、これからどういう相談体制の仕組みをつくっていくのかは非常に大事かと思います。色々な相談窓口と連携させることも大事ですが、例えば福祉施設や、社会福祉法人などでも、高齢者施設だけ家庭の中では赤ちゃんのことでお母さんが相談に来られたりする、ダブルケアの問題や8050の問題などが、実は結構あるんですね。

この例になるかどうかわかりませんが、新居浜市では社会福祉法人による地域における公益的な取り組みというところで、社会福祉法人の相談窓口を持っているところがあり、相談員も既にありますので、その中の情報といかに連携するのかということが課題です。その窓口で対応できないような事例があったら、今度は他のところで情報が連携できるようにするとか、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みという、社会貢献のところでその仕組みをつくっているところもあります。地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、この3つをしっかりとした仕組みで連携させて、体制として総合相談窓口をつくっていくことですね。それでまた、新たに窓口つくるというよりは、まずは今ある相談窓口を活用して、そこで総合相談できる仕組みをつくっていくことをされたらいいのかなと思います。

(議長)

たくさんやらないといけないことがあって、大変なところもあるかと思いますが、少なくとも今ある相談窓口を連携させていくための場をどうつくっていくかというのは基本になりそうですね。単にまるごと相談窓口ができたからいいというのはないことは、皆さん了解をいただけたのかなと思います。

すぐ100点満点にはならないかもしれませんが、議論を重ねていくとだんだん100点に近づいていくように思います。本当は待ったなしですが、そうはいっても人材にも限りがあるし、場所にも限りがあるので、そういう方向に向けて進めていけばいいかなと思います。

そうすると、推進会議のメンバー構成をどうするのかとかということもあるし、それとケースワークみたいなものをみんなで行い、ノウハウを含めて共有できるような場ができていけばいいかと思います。会議を本庁だけでやるのか、中山、双海や、南伊予などの地域とするのかなど、体制も含めて考えていけたら、まるごと相談窓口が実効性のあるものになっていくかなと思いました。

皆さんほかにないでしょうか。

(委員)

概要版の2ページに伊予市地域福祉計画、伊予市地域福祉活動計画と書いてありますが、

この2つの整合性がとれているということで、その上に国、愛媛県、地域福祉施策、県にも計画があって、そこの整合性もとれているということでよろしいでしょうか。

それと、その表の中に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画と3つ並べてあり、策定年度がそれぞればらばらだったと思いますが、これは一つの一体化した策定年度になり、それぞれ整合性がとれる計画に今回なったということでしょうか。

(議長)

策定年度が一緒ではないから、同じ方向、目的を持ちながら、うまく整合をとりながらつくっていくということになる、年度は違っても整合性をとりながらつくっていくことになると思いますが、事務局のほうから回答をお願いします。

(事務局)

国や県との関連性、伊予市総合計画との関連性についてはこちらを踏まえたものになっていると思います。そして、地域福祉計画・活動計画につきましても、一体的に策定しておりますので、策定の経過でそれぞれの整合性を検証した上で策定したものになっています。

(議長)

国、県の計画や、伊予市総合計画はどちらかというと上位の計画になります。国の方針に基づいて市町村は計画をつくりなさいという形になるので、国、県の福祉関連政策を受けて、伊予市ではこういう福祉政策を展開しますよという枠組みになっています。

その中でいうと、伊予市地域福祉計画を高齢者、障がい者、児童などの各分野についてさらに細かな計画をそれぞれ立てていくことになります。どちらかというと、伊予市地域福祉計画はマスタープラン的な取り扱いがあって、それに部門別計画がさらに細かいものとして位置づけられているということです。

地域福祉計画・活動計画は行政がやるべきものと、社会福祉協議会中心に民間でやるものをうまく理念を合わせてやっていくということで、伊予市は、福祉計画も活動計画も同時につくり、ぶれがないようにやってきた経緯はあります。共通の目的を持ちながら、策定委員の皆さんと計画を立ててきたので、ぶれることなくきていると思います。他の市町では別々に立てているところもありますが、伊予市の場合は一緒に取り組んできた大きな特徴があるのかと思います。

(委員)

私のほうからも少し追加をしたいと思います。策定のときから伊予市の地域福祉計画は行政と住民がつくっていく計画、そして地域福祉活動計画はより民間性を生かした計画という形で一体的に策定をしてきました。

計画を立てたのが昨年度、そして、立てる際には、高齢、障がい、児童などの各部署と連携をとりながら、策定したと感じております。

今後のことについても述べておきたいのですが、配付資料3ページ、社会福祉法における地域福祉計画は平成30年4月から変わっています。今回の伊予市の地域福祉計画を策定したのは、2018年度ということで、4月施行の107条と完全に合致してない状況でつくっています。前の社会福祉法107条にはついてなかった一から二、三、四、五がありますが、一と五については新たに加わったものです。特に、一に関して高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項、こういうところをこれからの地域福祉事業で変えていかなければいけないという形の位置づけになってきたということになります。

今後このような高齢、障がい、児童と横につながるものに関しては地域福祉計画の中に入れていく必要がありますし、それを今度は高齢、障がい、児童の計画でもすり合わせをしないといけないと思います。

お願いしたいのは、107条の改定で地域福祉計画が高齢者、障がい者、児童の計画よりも上位計画に来るということをふまえて、今後の各計画策定をしてほしいということです。今まで、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども子育て支援事業計画、と並行して地域福祉計画が来ていたので、他の計画とすり合わせをしなくてもよかったが、今後は地域福祉計画が福祉の総合計画のような位置づけになっていくので、この中に書いたことをそれぞれの計画の中に入れないとならないのです。今後は各計画のすり合わせが庁内プロジェクトチームの一つ大きな目標になってくると思います。

策定年度は変わってくるとはと思いますが、新たに立てていく計画と地域福祉計画の整合性をしっかりと練って、場合によっては地域福祉計画そのものを修正していくということを庁内プロジェクトチームの中で検討していただきたいと思います。

(議長)

地域福祉計画の位置づけがかなり重要な計画になってくると思います。

ほかにはないでしょうか。

(委員)

まちづくりという大きな議題の中で話をさせていただきたい。

私は幸せだと思います。高齢者の私が皆さん方すばらしい代表者の前で質問をすることは幸せだと。ただ、幸せとは何かというと、年代、年代、年代に幸せは別々にあると思うのです。特に、私が高齢者である限りどうしても高齢者と固定している、そういうふうに入ってしまうのです。

そんな中、この前、空き家対策、住宅対策の中でも発言させていただいたのですが、私の近くも2軒、3軒あり、寂しい気もするし、不幸せだなと、身近に感じるのです。

さっきも言いましたが年代、年代、年代、3段階に分かれてその幸せとは何か。昔、質問された時の幸せは、お金があること、健康であること、これはなくてはならないもの…。今の幸は何ですかね。いかに死んでいくときに迷惑をかけずに、そして亡くなるときに見守られながら

死ぬのか、人に迷惑をかけないであの世へ行くのか、幸せを感じるものはいろいろですね。

老人会は約66団体ですけど、昨年度3団体が休止になりました。一番最近で幸せに感じたのは、昨年11月の運動会、スポーツ大会です。局長さんにも、副会長さんにも来ていただきました。参加人数も地区により違うので、間違っているかもしれませんが、中山53名、双海111名、北山崎169名、南山崎30名、南伊予65名、郡中が一番多くて263名合計で691人だと思います。参加者に多い少ないはありますが、自分自身で幸せを感じていかななくてはいけないのだなあとも思います。

話は変わりますが、事務局の課長補佐さんに、南伊予に来て説明していただいて、質問もしたことがあるのですが、身近な人が助け合わないと幸せにはなれないだろうという意識を持っています。そういう中で、一つ例を見たんです。南伊予の上野地区、出身が上野ですが、10組の引き合いがあります。一番少ない引き合いは4人、25人くらいのところもあります。それに1人ずつ引き合い長さんがおられる。私のところは15軒、その中で独居老人が5人いて、子供さんがおられるところは2軒しかない。

自分の地域を守りながら、引き合いで楽しくやろうということで始めたのが花火と忘年会、今年は、私がお世話をするようになりました。年齢的にお世話することが大変な人ばかりです。不幸だなとも思いますが、それでも、病院に行くにしても、何にしても、近くの人が助け合わなければ幸せはないなと思います。

最後また余分なことを言うようですが、市の教育長さんも来られていますが、できるだけ会費や補助金を減らさないようにしてください。

終わります。

(議長)

ありがとうございます。

色々な幸せの形はあるのかと思いますが、基本は地域の人たちのつながり、お互い困ったときにお互いが支え合えるというような関係を日頃からつくっておくことが大事なのかなと思います。

今後のことでは、地域力強化推進事業、地域のコミュニティづくりに取り組むという大きな目標があるので、それは、行政が動けばできるものではなくて、そこに住んでいる人たちも協力してやっていくことが大事になると思います。そのときは是非協力をいただきたいと思います。コミュニティは大事なので、是非お願いしたいと思います。

あと、皆さんいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(議長)

そろそろ時間もあるので、地域福祉計画については14ページ事業のリストを見ていただいて、気になるところがあれば事務局にお伝えください。

それでは、次の議題、伊予市地域福祉活動計画の推進状況について報告をお願いします。

(2) 伊予市地域福祉活動計画の推進状況について

(事務局)

伊予市社協より説明させていただきます。計画の本文59・60ページに基本理念、基本目標を、今日配らせていただいた資料15ページ、16ページ、17ページにも記載しています。基本目標、施策につきましては、計画書から、それに対して取り組み状況を記載させていただくということで資料をつくっています。

15ページをごらんください。

全体として1年目の段階で取り組みを行っているものと、努力して今後取り組んでいくものとがございます。特に、16ページ「③いつまでもここで暮らそう」と、その下、「④より良い支援を進めよう」と一番左側の欄にそれぞれ記載させていただいております、在宅福祉サービスと相談事業につきましては、社協が継続して実施している事業の部分が載っております。取り組みを行っていく中で内容をより高めていく、または新しいものに取り組んでいくという方向になっています。

15ページに戻っていただき、主なものを説明します。

基本目標「①もっと知ろう、知らせあおう」

施策のア、社協だよりなど各広報の充実ですが、取り組みの欄に各種会議や行事に参加し、社協を周知としていますが、民生委員、児童委員の会議や高齢者見守り員の会で社協が行っている内容を説明し、社協のことをもっとよく知っていただくように、市内の施設の行事に職員が参加し親交を深めるなど、社協をより一層知っていただくよう情報や課題の共有に努めております。

施策の4番目、福祉教育の推進ですが、取り組み状況欄に地域との連携を検討としております。このことは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育やコミュニティ・スクールが推進されていますので、地域と連携した福祉教育ができる場と思い、入れさせていただいています。

目標「②仲間を増やし、支えあおう」

施策の2番目のボランティア連絡協議会ですが、新たなグループとして2グループ、手話の伊予ハンズと、傾聴ボランティアのにじという団体に加入してもらうことができました。

施策の3番目、ウの共同募金事業ですが、区長、広報委員、民生児童委員ほかの方々に御協力いただいておりますが、そのほかに街頭募金がございます。募金において各団体、また伊予農高の方に御協力いただいておりますことにプラスして、郡中校区の児童クラブの小学校の低学年の方に御協力をしてもらうことができしております。

施策のエの、民生児童委員協議会運営事業ですが、取り組み状況にありますように、香川県社協「香川おもいやりネットワーク事業について」、地域で困っておられる方を皆さんの力で

助けていくということについての研修、また民生児童委員については非常に大事な活動をしていただいているので、社協だよりに各地区民協の活動の紹介をしています。また、にこにこ食堂の開催とありますのは、地域食堂として伊予地区で開催をしたものですが、この2月23日に総合保健福祉センターで開催予定になっています。

オの高齢者見守り員設置事業では、高齢者に対しての重要な役を担っていただいておりますので、全体研修会では住民同士が支え合える地域づくりについて、また視察研修では防災ということで徳島県立の防災センターでの研修をしていただいています。

16ページ、目標「③いつまでもここで暮らそう」

施策のア居宅介護支援事業、これはケアマネジャーの事業ですが、その中で地域での連携強化としています。介護のマネジメントで、地域との連携ということで民生児童委員、見守り員との連携を深めていく等、地域福祉を推進する社協という役割も考えて活動を行っています。

カの指定管理事業、自主事業の検討としていますが、デイサービスセンターじゅらくで要支援1、2の方のサービスにおいて、幼稚園との交流をしています。要支援1、2以外の元気な高齢者についても広げ、ふれあい館の利用を増やそうとしています。

目標「④より良い支援を進めよう」

施策ア在宅介護支援センターですが、独居高齢者などの見守り実施をしています。先ほど、委員さんが色々な相談があると言われましたように、様々な相談に対応する大事な事業でございますので、サービスにつながらなかった方にも訪問などフォローしていく、情報を入手する等しています。

施策イ、相談支援事業ですが、これは障がい者への理解促進としております。社協だよりの周知、基幹相談支援センターとして各機関との連携、研修による知識等の向上に取り組んでいます。

17ページ、目標「⑤みんなで力を合わせよう」

施策ア、ふれあい・いきいきサロンの充実では、新規サロンの立ち上げ支援になります。新規のサロンにつきましては、平成30年に2カ所立ち上がっています。今現在も立ち上げについて色々な相談に乗っていますが、より一層推進するため、努力していきたいと思っています。

施策2伊予市徘徊高齢者SOSネットワーク事業ですが、介護予防教室において事業の周知をしていますし、平成30年度は新規登録が6件、また入所等で3件減りましたが、現在24件登録いただいております。

エ災害ボランティアセンターの設置運営ですが、豪雨災害被災地への支援がございました。被害を受けたところでのボランティア活動です。8月28日と30日に、市内在住在勤延べ30人で活動していただきました。また、私が個人的に支援に行ったとき、市民の皆さん何人かが個人で来られボランティア活動をしていただきありがたく思っております。

また、社協の職員も大洲市へのボランティア派遣、県下の社協と協力してセンターの運営支

援を行いました。これらのほかマニュアルの見直しをしております。

広域での研修ですが、毎年災害ボランティア研修をしておりますが、本年度は伊予市民の方だけでなく、他の町、砥部や松前の社協や団体等の連携による研修参加、ウェルピアで行われる研修に参加するよう予定しています。

説明は以上です。

(議長)

今の報告を受けて、ここが気になるとか、もう少しここはどうかということがあればご意見をお願いします。

(委員)

③番のキ、まだ検討の段階なので、検討されてなければお答えしなくて結構ですが、有償ボランティアによるミニデイサービスに関してお聞きしたい。いきいきサロン等は地域の人たちのボランティアだと思います。有償ボランティアと、地域の人たちのボランティアのすみ分けはどうやって行うのか、悩んでいるところがあるので、これは無料ボランティアだとか…そういう問題が毎回出てくるので、どうすみ分けをしているのか、検討段階で、できないならいいですが、よろしくお願いします。

(事務局)

検討段階でまだでき上がっていません。ただ、大事なことだと考えているので、県下のあちこちで有償ボランティアが活動しているのを存じ上げておりますし、一時期伊予市社協でもさせていただいていました。それらのことも考えて、少し介護予防に関係していくのかなと思われる部分について無償ではなかなか難しいので、有償でももらえるような制度、仕組みでもできたらと考えています。

介護予防につきましては各段階に分かれて基準について速やかに皆さんが助けられるようなことで参加いただけるように進んでおりますので、それが全部位置づけられるようになってくるかとは思っております。

(委員)

整合性のあるようなことを地域で実施するときには有償ボランティアという形になると聞いたのですが、そんな感じでいいでしょうか。

有償になると、有償のお金の出しどころが気になると思うのですが、それは参加した人が払うのか、それとも社協で払っていくのか。

(事務局)

一つ考えていることは、参加の方にもいただかなければいけないなと思っています。ただ、それで全部できるかどうかは、考えなければならぬと思っています。

(議長)

まだ、検討中ということですね。

(委員)

介護保険の制度の中で、デイサービスの枠組み、我々がやっているデイサービスが民間でやってもいいように幅が広がったと思ったが、全然広がったようにならないので、実施されると聞いたこともないのですが、そうすると介護保険でも請求できるような形ができるのか、そういう財源を使ってやるだろうと思ったのですが、さっき言ったように有償とすみ分けして、知識がある程度ないといけないと考えているなら、それはそれでいい。でないと、いきいきサロンの方たちも、もっと活性化をと思ったら、有償にした方がいいのではないか、でもそうはいかないでしょう。

(事務局)

おっしゃるように、有償の部分をどうするのかというのは十分考えていかなければいけないことだと思います。でも、有償であることに対して負担が大きいという考え方ではなくて、自由にできる、ある程度自分たちも出しているのも、頑張るという部分も捉えていきたいと思っています。

サロンにおきましても、全額助成金ではなくて100円なり200円なり、それぞれの活動するボランティアでも自分たちのことなんだ、自分達のために出すということで会費を集めながらも活動していただいているところもあり、全体的なことを見ていてどのような位置づけがいいのか、また考えていきたいと思っています。

(議長)

これから色々な選択肢があると思いますが、そういう有償的なボランティアの方によるサービスもこれから広がっていくかもしれないですね。

今の件、ほかの件でもいいですが、何かありますか。

(委員)

5番のイ、伊予市徘徊高齢者SOSネットワーク事業ですが、認知症の理解促進と事業の周知と書いてありますが、これだけでは寂し過ぎるというか、最近放送で徘徊の方が連発したと思うんです。これじゃ、寂し過ぎるなと思い、お伺いしたい。

(事務局)

記載されている部分について具体的に申し上げますと、高齢者の方に社協の職員が集まっていただく場を持って、認知症についてあまり心配しなくていい、正確な内容を申し上げていくことをしているという理解なので、長寿介護課が、認知症についてサポーター研修とかしておられるのですが、それとは違った地元に出て行って顔を見ながらやっていくという意味での周知を今までさせていただいております。

当然、委員さんのおっしゃられていることは、非常に重要なことなので、それについてまた社協で取り組めるようなことがあればやっていきたいと思っています。

(委員)

当面は認知症の理解促進をやっているが、この先は徘徊に対してどういうふうに市民の方たちが対応するのかという話になると、高齢者だけではなくもっと多様な人に徘徊のときのSOS、市民がどうやって高齢者の人たちを見つけていくのかなどの動きになるという理解でいいでしょうか。

(事務局)

目標としているのはそういう方向です。今現在は、具体的にやっていることについての報告になったので、そういう方向でいきたいと思います。

(委員)

今回教育関係から委員として2名が来られていて、福祉教育の推進について議論が出たのでお伺いしたいことがあります。①のエ福祉教育の推進「地域との連携を検討」のところで、コミュニティ・スクールのお話をいただきました。今、教育指導要領の改訂に伴ってコミュニティ・スクールが南予などを中心に始まってきていると思います。教育のほうでのこのコミュニティ・スクールの考え方、このあたりが実は今後社協として行っていく福祉教育の方向性としても重なってくる、大事なところだと思うのですが、教育委員会や学校側がコミュニティ・スクールについてどう捉えておられるか、社協はどういうふうと一緒にやっていこうと考えておられるのか、より具体的にお話したいです。

(委員)

現在、努力義務的なコミュニティ・スクールの設立について言われているのですが、先日の市内校長会において、平成31年度の伊予市の学校教育の基本計画を作成する、その中で子育てに関する御意見があり、コミュニティ・スクールについて文言を入れてはどうかという御意見をいただきました。コミュニティ・スクールを設立するためには学校運営協議会を設立し、対応していくということが一番大事です。学校運営協議会は地域の声で私たちが学校を支援して、学校とともに頑張っていきたいという組織です。そういうところの声が届いてないのが一番の大きな原因ですが、その声が上がったら一気に部分的に設立を、となっても、継続性を見たときに効果が出てくるのかという思いもあり、現時点では伊予市の体制としては、すばらしい地域がたくさんあるのですが、コミュニティ・スクールについては文言としてあげておりません。将来的には実施により効率が上がるような地域もありそうですが、現在のところは時期尚早というような状況です。

(委員)

貴重な情報をありがとうございます。

コミュニティ・スクールに関しては、学校運営協議会をつくる必要があります。学校運営協議会とは、地域の人たちが自分たちで子供たちと一緒に育てていこうということで、地域の代表者が学校の中の運営に携わり事業をつくっていくイメージです。基本計画ではリスクもあるかもしれませんが、学校からの地域と一緒にやりたいという希望に対し社協と一緒に入

って活動していくなど、まさにそれが地域福祉で、地域で連携をつくる仕組みにもなると思います。是非それを意識しながら…いきなり学校運営協議会をつくることは難しいですが、地域の基盤をつくりながら学校と一緒にやっていくことを考えていただければありがたいと思います。

(事務局)

コミュニティ・スクールについて教育委員会や学校の先生と話したことはないのですが、社協に情報としてコミュニティ・スクールのことが入っています。内容を見ると非常にいいことで、追い風ではないかと思いました。また、1月の理事研修で新居浜市社協の活動を聞き、取り組むべきだという意識が生まれ、報告に出させていただきました。

(議長)

文部科学省が示すコミュニティ・スクールは、運営協議会をつくってやるような位置づけになっていますが、実質的にコミュニティ・スクールになっているところは伊予市にもあるのではないかと思います。地域の人と一緒に、学校のことを考え応援する、学校が地域のことをリサーチするなど…。そういうときに、コミュニティ・スクールというと、地域と学校との関係を考えてときに、社会福祉協議会が加わって福祉教育をやれるとか、地区によって防災教育もやろうなど、そういう機が熟してくると運営協議会に発展していくようになるのではないかと思います。

先に枠組みをつくるのか、少し実態的なもので動いて枠組みに変えていくのかというアプローチは色々あると思うので、伊予市にとっていい形で進んでいけばいいのかなと思います。社協としてはそういった制度があるなしにかかわらず学校とかかわって福祉教育を普段から進めていただきたいと思います。

(委員)

議長が言われたように、市内13校ありますが、地域と一体で、地域の応援がなければ学校教育は成り立たないところばかりです。そういう意味で制度的に実施校を行政サイドからという捉え方ではなく、現在小学校20万円、中学校30万円、特色ある学校づくりに対し補助を出しております。その資金は学校がそれぞれの地域、社教でも、どこであっても、自分たちも子供たちのために活動し、事業を展開し、子供たちが元気になるような活動の計画を立て、年度末に報告していただいています。小規模の学校など地域ぐるみで、総合的な学習の時間等を使い活動しているところがあるようです。

(委員)

本校では、地域の交流として、4年生中心に障がい者、障がい者以外、それから障がい者教育、それから交流、視覚障がい者の方、聴覚障がい者の方との交流、手話サークルの方の手話講座などをやっています。車椅子体験など実際に体験して理解を進めるようなこともしています。

低学年中心に、高齢者との交流、昔の遊びを一緒にしたり教えてもらったりすることを通して高齢者理解、地域のすばらしい人を知ろうという形で地域の高齢者の方、老人会の方にも御協力願って、多くの方に参加いただき交流を深め、理解を進めています。こういった取り組みの中で、20万円も有効に使わせていただいています。

(議長)

実質的にはそういう地域とつながりながら学校運営をされている部分もあるのかなというのと、ジョブチャレンジという事業が今度始まるので、5日間ほどの職場体験ということで、そういうときに福祉との関係、つながっていけるといいかなと思いました。

(委員)

⑤番のキですが、社会福祉法人との連携、地域における公益的な取り組み準備とあるのですが、具体的にお話したい。社会福祉法が変わって、地域貢献を求められるようになった、税金免除になっている分社会貢献をなさいと。社会福祉法人がそれぞれ計画を立てて地域貢献をする方法もあると思いますが、香川県だと思いますが、社会福祉法人が連絡協議会をつくり、全体で方向性を出して社会貢献をする取り組みがあるという話を聞いたことがあります。伊予市の場合はどうなっていくのか、今準備段階だと思うのですが、どんなイメージをつくっているのかお聞かせください。

(事務局)

本来でき上がっているべきことですが、進んでないので、準備に取りかかっているところですが。ただ、具体的に会の名称や、どういう取り組みをするのかというところではなく、先ほど出しました理事研修で新居浜市では連携をしているという実績もあるし、県外のほかのところでも法人と連携が盛んに行われているところもあるので、イメージとしては法人でつながって、例えば1カ所で問題があると全体で共有し合って、解決出来たらいいんですけど、言ったら体制、手だてが打てるような方向にしていく仕組みをつくりたいとは思っております。

法人に対しての感触ですが、先ほど報告させていただいた社協のボランティアバスの件で、人を募るときも社会福祉法人それぞれ回ると皆さん好意的で、進んで職員を出してくれたところもあり、連携に手ごたえがありましたので、皆さんとできることをしたいと思いますので、まだ準備ということになりますが、是非やっていきたいと思っています。

(委員)

今言われたように、一つの法人で地域貢献の取り組みをする限界があるというのは気づいていました。横断的な対応の例として、双海の障がいの方に対し双海では障がい施設がないので中山の法人で送迎に行こうとか、中山・双海・本庁の各法人でそれぞれの条件に合わなかった場合対応する、一つの法人では賄えないところをトータルでやるとカバーできるということに気づいてきたので、そういった取り組みを今後やっていく、その中で社協が中心的にやるなど提案していきたいと思っています。

(議長)

個人同士の風通しのよさ、一つは募金そのものが社会貢献、地域貢献としてどういうことをやっていくのか、それを個人、法人間の連携をとりながらより効果が上がるやり方を考えられたらいいかな…じゃあ、旧合併町地域でやるのかとか、全体でやるのかとか、色々検討した上でこの方向性が見えてくるといいのかなと思いました。

そろそろ時間も迫ってきていますので、活動計画の進捗について確認いただいたということで、後で気がついたものがあれば事務局に連絡いただければと思います。

議事(3) その他ですが、事務局で何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

では委員のみなさんからお願いします。

(委員)

皆さんの御意見を聞いて勉強になりました。今後ともよろしくお願いします。

(委員)

勉強させていただくことだけで何も言えないですが、よろしくお願いします。

(委員)

協議体、「愛の輪を広める会」というのを毎月1回地区でやっていると思います。私も南伊予地区ですが、集まるメンバーも民生委員さんで見守り員さんと老人クラブの方がたまにという感じで、なかなか話が進みません。この1年ほど世間話で終わっています。こういう機会を持つと地域のつながりというのは大事ななあと思うので、この「愛の輪」ももう少し広げていくなど何か一つでもできると、地域福祉にも関わっていけるのだろうと思いながら毎回参加しています。今日も勉強になったので、これを生かしてまた地域に持って帰りたいと思います。ありがとうございました。

(委員)

学校教育の関係で、ある学校でこんなことをしたらいいよと、会員や賛助会員が耳にすることがあり、会長である自分には言ってこないのかと思うと言いにくのですが…、言っていれば、他の会員と一緒に言って勉強をさせてもらうということができます。身体障がい者の団体が、今たまたま伊予市は身障者協会の補助金をいただいてないのですが、市との関係は良好な団体があるにも関わらず、会を通してではなく、直接やりとりをしている例のほうが多いので、我々自身が勉強にもなるのに、後で結果を聞くということになっています。

ある学校で人を通じて、障がい者のスポーツについて聞かれ、フライングディスクをやっているの、県関係者と市関係者と3人で学校に話に行き、結果的に実施したようなのだが、私の耳には入らず実施のことを知らなかった。最終的には県関係者と学校で進めたようで、それ

はそれで構わないと思うが、その校区の障がい者の方との交流をの機会になればと思っていたのに実現にならず、こちらから声をかける必要もなかったのかと思った。

もう一つ、障がい者団体の会員も年をとります。最初に会長になったとき、会員は22名しかいなかったが、目で見てこの人は障がい者かなという人にしか声はかけられなかった。先日、自身で車で来て車椅子を出した人がいたので、パンフレットや入会申込書を渡し、会の案内することができたが、なかなか案内ができない。年齢とともに亡くなったり来られなくなって自然退会など、会員が減ることの方が多く、やっと今年3人入会できたと思ったら4人亡くなったとか、脳梗塞になって体が動かなくなり行けなくなったとか、そういう例が多いので、手帳を持っている人じゃないと対象にならないが、案内も難しいため身障者団体も先細りの状態です。中山地区は10名切っており双海地区はゼロです。郡中校区は一定の人数いるが、南伊予は指で数えるぐらいしかいません。皆様方の周辺に身障者手帳をお持ちの方がおられたら、年齢にかかわらず御紹介いただければ、市の障がい者諸問題については数がたくさんだと色々な物事の解決にもつながることになるかと思いますので、御配慮いただきたいと思います。用事があったら是非、あってもなくても、引っ張り出していただいて、近所の方にも会長が都合悪かったら副会長2名おりますし、理事もおりますので、言っていただければと思います。よろしくお願いします。

(議長)

是非、団体の公益性を含めてアピールしていくことが必要かと思います。

(委員)

初めて参加させていただきました。大変勉強になって、次回参加したときには30分ほどしゃべらせていただこうかなと思います。本当にありがとうございました。

(委員)

本日はいろいろな御意見聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。私も、職員とともに今動いている状態で、前向いてどのようにしていけばいいか、話し合い、頭を寄せ合って考えているところです。皆さんが幸せになるようなまちづくりをと思いまして、職員一同頑張っておりますが、まだまだ力足りない部分もございますので、今後ともどうぞ皆さんの御意見をいただいて前に進んでいければと思います。本当に今日はありがとうございました。

(委員)

福祉総合相談窓口が新しくできました。そしてそれぞれの法人、施設、色々なところで地域からの相談を受けており、そこで終わればいいが、どうしてもわからない、どうしても難しい、これは広がりそうだという内容のものについては、福祉総合相談窓口で対応する、件数が少なくてもそれで意味のある窓口かと思います。

社会福祉協議会でも、このことについて検討しました。社会福祉協議会そのものが相談を受

ける機関なので、これだけはどうしてもつくっておく必要があるというものは社協独自で相談窓口をつくったようなところがあります。市でやってもらったらいいなものは、総合相談窓口に移行させてもらったところもあります。相談というのは福祉にとって一番大事なところなので、これからも工夫しながら進めていきたいと思っています。

(議長)

今日予定した議論はここで進めてきましたが、気がついたことがあればまた事務局や社協に、是非お知らせいただけたら、よりよい議論に変わっていくと思いますので、御協力いただければと思います。

事務局に、15ページ以降の資料で口頭で話した内容を付記していただくと、わかりやすくなると思うので、御配慮をお願いします。

それでは、2時間近い長い会議になりましたが、これで終わりたいと思います。

(事務局)

それでは、長時間にわたり委員の皆様には活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして平成30年度第1回伊予市地域福祉計画策定審議会・伊予市地域福祉活動計画策定審議会を閉会いたします。